

多度津町
介護予防・日常生活支援総合事業
(新しい総合事業)について

☆通所型サービスA☆

平成28年11月28日(月)

新しい総合事業の背景

- ◆65才以上の高齢者数が増加していく。
 - ・高齢者数は、2025年に3,657万人、
2042年にはピーク(3,878万人)となる。
 - ・特に75歳以上の高齢者の割合が増えていく。

	2015年	2025年	2055年
65歳以上高齢者人口(割合)	3,395万人(26.8%)	3,667万人(30.3%)	3,626万人(39.4%)
75歳以上高齢者人口(割合)	1,646万人(13.0%)	2,179万人(18.1%)	2,041万人(26.1%)

- ◆認知症高齢者が増加していく。
2025年には、約700万人(高齢者の約20%)
- ◆高齢者単独世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加していく。
2025年には、全世帯の約26%を占める。
- ◆逆に、保険料負担者である40歳以上人口は、2021年をピークに減少していく。

多度津町でも・・・

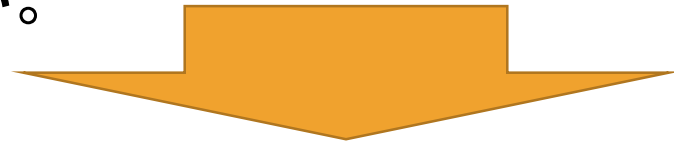
- ◆総人口は減少するものの、高齢者数は増加していく。
 - ・高齢者数は、2018年がピークとなる。(7,364人)
 - しかし、75歳以上の人口は引き続き増加していく。
 - ・高齢化率は上昇を続け、2025年に32.6%の見込み。

	2015年	2025年
65歳以上高齢者人口(割合)	7,169人(30.3%)	7,165人(32.6%)
75歳以上高齢者人口(割合)	3,572人(15.1%)	4,271人(19.4%)

- ◆認知症高齢者が増加していく。
2025年には、1,100人を越える。(認定者数の7割ちかく)
- ◆認定者数が年々増加。
認定率は、現在の18%から、2025年には23%へ。
高齢者の約4人に1人が認定者。
- ◆逆に、保険料負担者である40歳以上人口は年々減少していく。

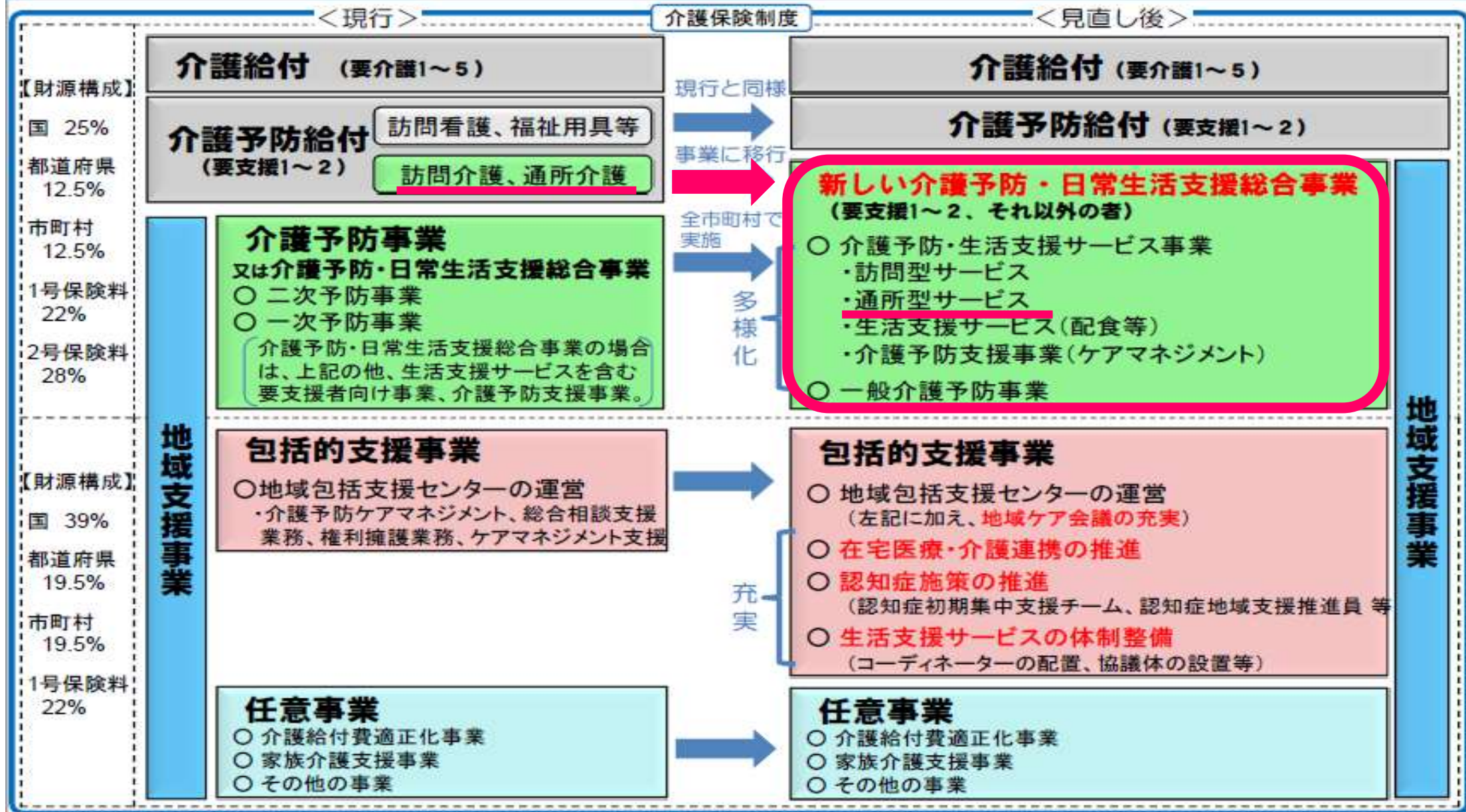
介護予防による、生活支援サービスの充実と費用の効率化

- ◆要介護リスクが高くなる75歳以上の人口が増加し続ける一方で、生産人口（15歳～64歳）は減少し、ギャップが拡大！
- ◆単身世帯や高齢者のみの世帯が増加し、生活支援ニーズが急速に高まってくる事が予想できる。
- ◆しかし、それを支える専門職の数は、要支援・要介護者の増加のペースに対応できるほどは期待できない。

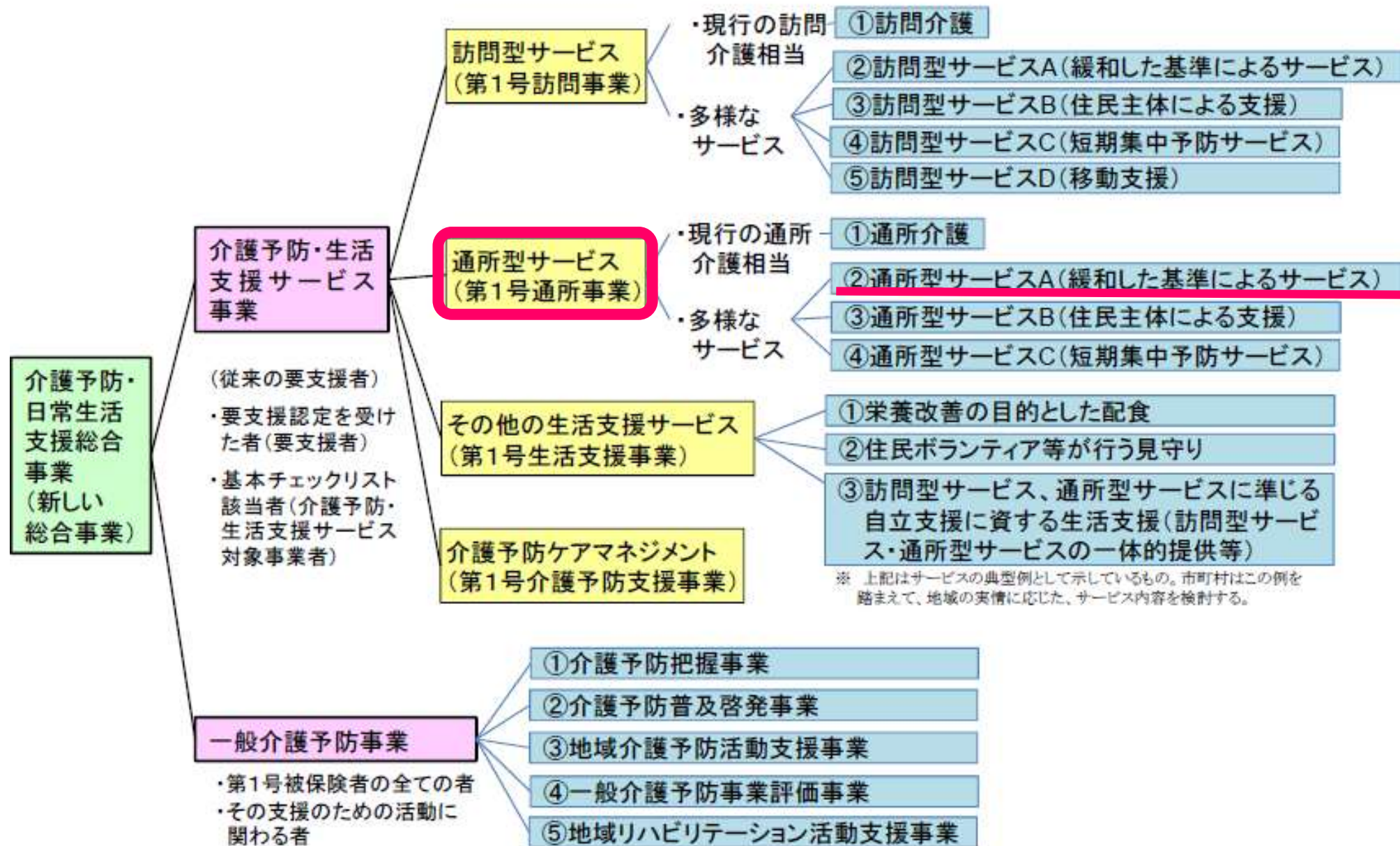


- 団塊の世代が75歳以上となる2025年にむけて、
- * **生活支援・介護予防サービスの充実**が必要。
 - * **高齢者の社会参加**が、高齢者自身の介護予防につながる。
 - * ニーズに合った**多様なサービス**、**多様な担い手**によるサービス提供が求められている。（**高齢者自身が担い手**になる場合も有る）

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



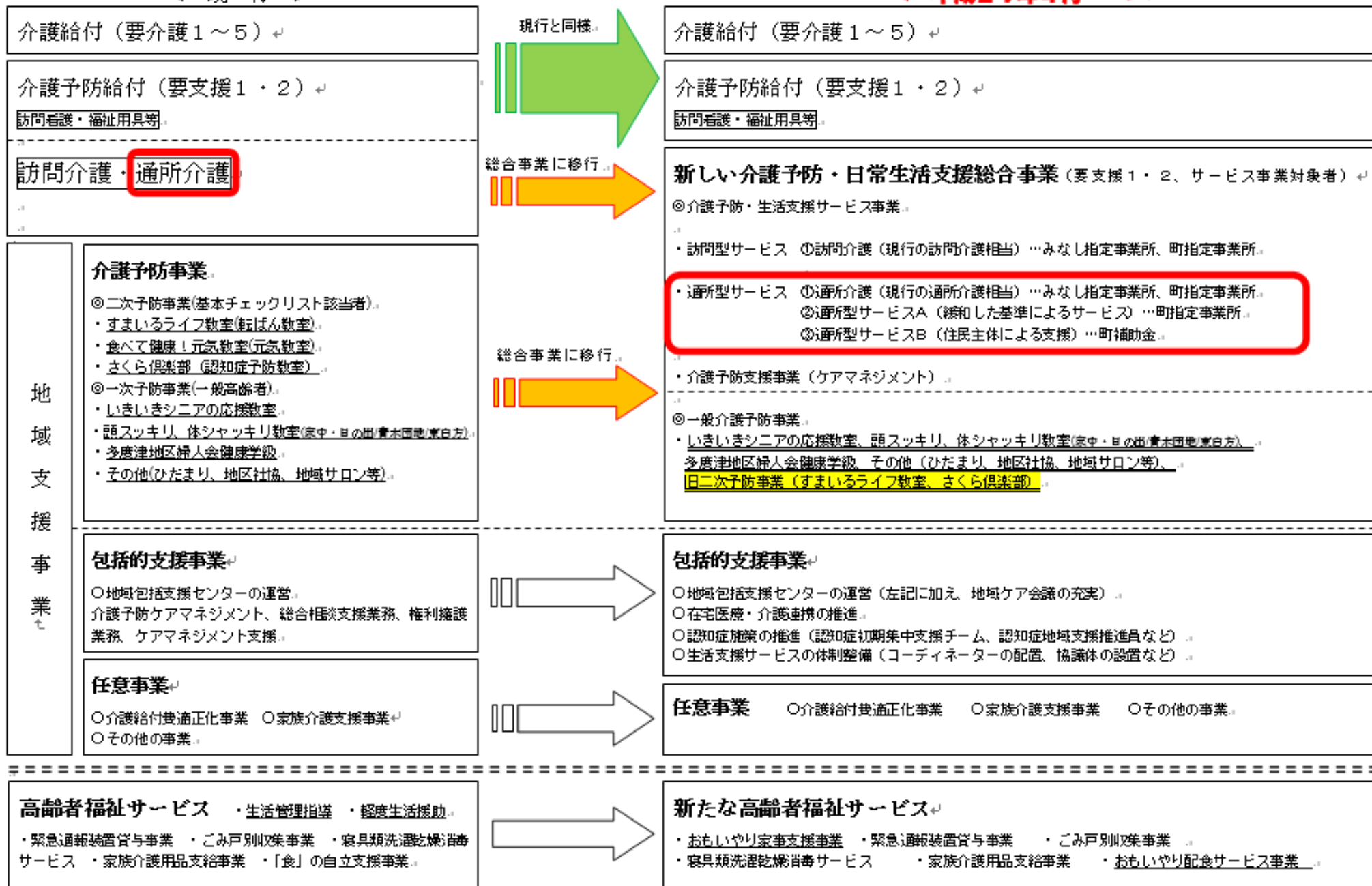
【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



(多度津町) 介護予防・日常生活支援総合事業の構成

< 現行 >

< 平成29年4月 ~ >



通所型サービスの種類（多度津町）

	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	①通所介護 (現行の通所介護相当サービス)	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③通所型サービスB (住民主体による支援)	④通所型サービスC(短期集中予防サービス)
サービス内容	現行の通所介護と同様のサービス ・生活機能向上のための機能訓練 ・食事や入浴などの日常生活上の支援	ミニデイサービス ・運動・レクリエーション等 ・多度津町の介護予防体操 ・送迎 ※基本的に食事・入浴サービスの提供は想定していない。ただし、実費で行うことは可能。	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	<p>★要支援認定者及びサービス事業対象者状態像として・・・</p> <p>○生活機能の向上のリハビリやトレーニングを行うことで、改善が見込まれるケース (例)・退院直後、術後、受傷後など</p> <p>○既に現行の通所介護サービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース</p> <p>○食事や入浴の介助が必要なケース</p> <p>○緩和した基準によるサービスの利用が難しいケース (例)・認知症の進行等による家族の負担が大きく、長時間の利用が必要な者 ・転倒の危険性が高い者 ・精神疾患やパーキンソン病などの神経難病等を有するもので、専門的対応を必要とする者</p> <p>※状態等を踏まえながら、安定したり、特別な支援が不要となれば、多様なサービスの利用を促進していく。</p>	<p>★要支援認定者及びサービス事業対象者状態像として・・・</p> <p>○閉じこもり予防、人との交流を目的としたケース</p>	<p>★事業対象者が中心</p> <p>○住民主体で実施される、自主的な通いの場</p>	平成29年度からの実施は予定していない。
実施方法	<p>事業者指定</p> <p>※平成27年3月31日までに予防通所介護事業所の指定を受けている事業所は、指定申請は不要。ただし、みなし指定の有効期間は平成30年3月31日まで。その後は指定更新手続きが必要。</p> <p>※平成27年4月1日以降に予防通所介護事業所の指定を受けている場合は、町へ指定申請が必要。</p>	多度津町の事業者指定(有効期間6年)	補助	

通所型サービスAの概要①

	通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)
サービス内容	ミニデイサービス ・運動・レクリエーション等 ・多度津町の介護予防体操 ・送迎 ※基本的に食事・入浴サービスの提供は想定していない。ただし、実費で行うことは可能。
想定する対象者	要支援認定者及びサービス事業対象者 状態像として・・・閉じこもり予防、人との交流を目的としたケース
サービス提供時間	●半日(2時間以上) ●全日(5時間以上)
人員	●管理者・・・専従1以上 ※ただし、支障がない場合は、当該事業所の他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事が可能。 ●従事者・・・(利用者15人までの場合) 専従1以上 (利用者が15人を超える場合) 専従1 + 専従【(利用者数-15)×0.1】人以上
設備	●サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上) ・それぞれのサービスに支障がないことを前提に、他の通所サービスと一体的に実施することも可能。 ただし、同室で実施する場合は、3㎡×全体の利定員以上が必要。 ・時間帯や曜日で分けて、通所型サービスAと他の通所サービスを実施する場合は、事前にご相談ください。 ●必要な設備・備品

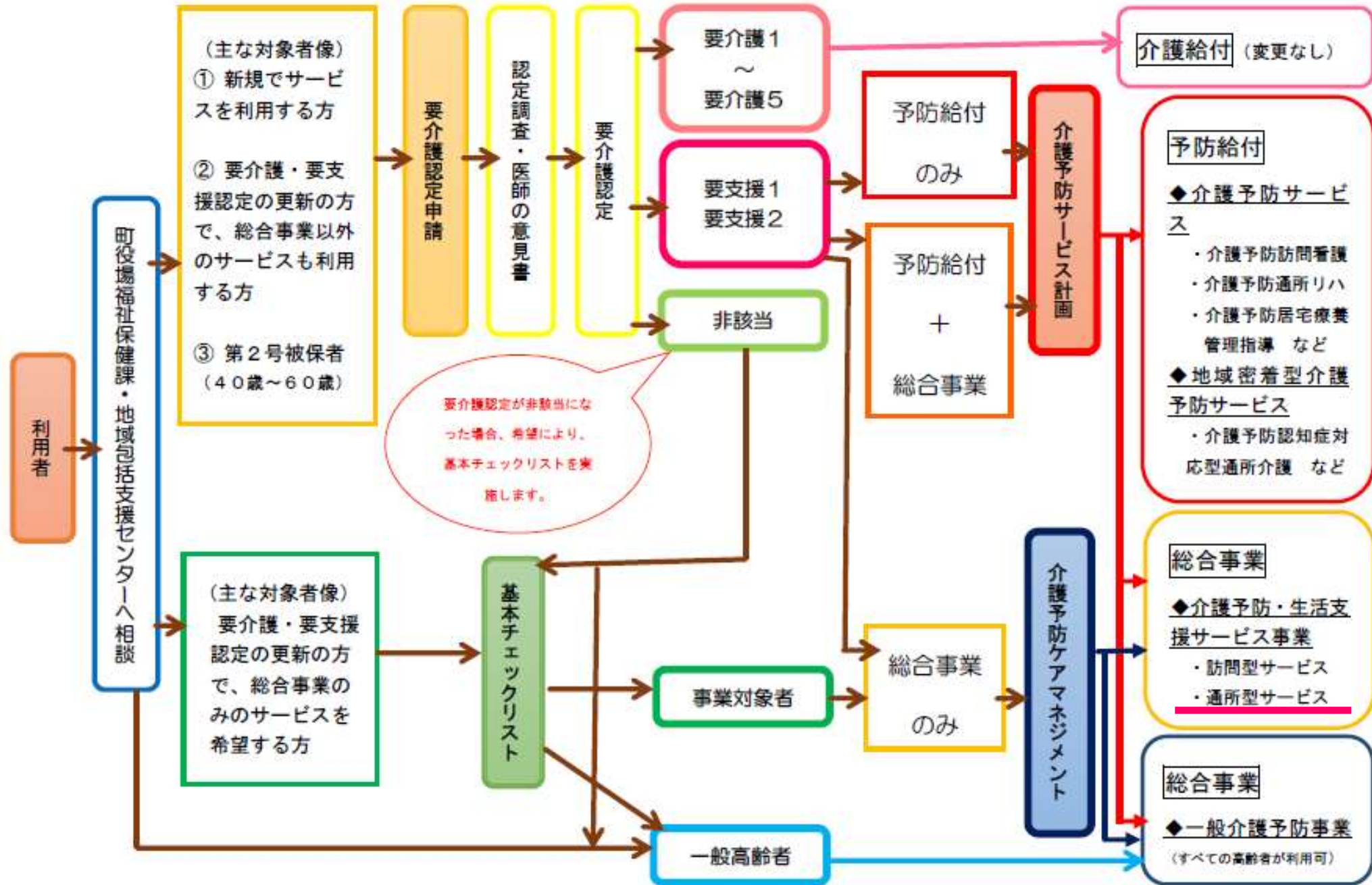
通所型サービスAの概要②

	通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)
運営	<ul style="list-style-type: none">●運営規定等の説明・同意<ul style="list-style-type: none">・事前に重要事項説明書を交付して説明を行い、サービス提供の開始について利用者又は家族の同意を得ること。・重要事項説明書には、運営規定の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、利用料金等の利用申込者がサービスを選択するために必要な事項を記載すること。●定員の遵守<ul style="list-style-type: none">・通所型サービスAとその他の通所サービスを、一体的に実施する場合の利用定員は、それぞれのサービスごとに定める必要があり、それぞれのサービスで定員超過とならないようにすることが必要。●介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントに沿ったサービスの提供●記録の整備<ul style="list-style-type: none">・通所型サービスAでは、個別サービス計画は必要ないが、通所型サービスAで提供されるサービスの内容について、地域包括支援センター及び本人(家族)へ、予め知らせておくこと。(月間スケジュールなど)・ケアプランに基づくサービス提供の開始時から、少なくとも月1回は、利用者の状態、サービスの提供状況(日時、主な内容)を担当ケアマネジャーに報告すること。・各記録は、サービス提供が完結した日から<u>5年間</u>保存しなければならない。 <p>◎従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ◎秘密保持 ◎事故発生時の対応 ◎廃止・休止の届出と便宜の提供 など</p> <p>※運営に関する基準については、旧介護予防サービス等基準第100条から第107条までの規定を守ってください。 ※◎は法令により必ず遵守すべき事項</p>

通所型サービスAの概要③

	通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)			
単価設定の単位	1回あたり			
単価	●事業対象者・要支援1	週1回まで	半日(2時間以上)	240単位
			全日(5時間以上)	300単位
	●事業対象者・要支援2	週2回まで	半日(2時間以上)	250単位
			全日(5時間以上)	310単位
	※1単位=10円			
自己負担	1割 又は 2割			
支給限度額管理	あり			
指定申請	多度津町へ指定申請が必要			

相談からサービス利用までの流れ



事業への移行スケジュール

予防給付

総合事業

介護給付

平成28年度

平成29年度

平成30年度

4月 介護予防・日常生活支援総合事業 スタート

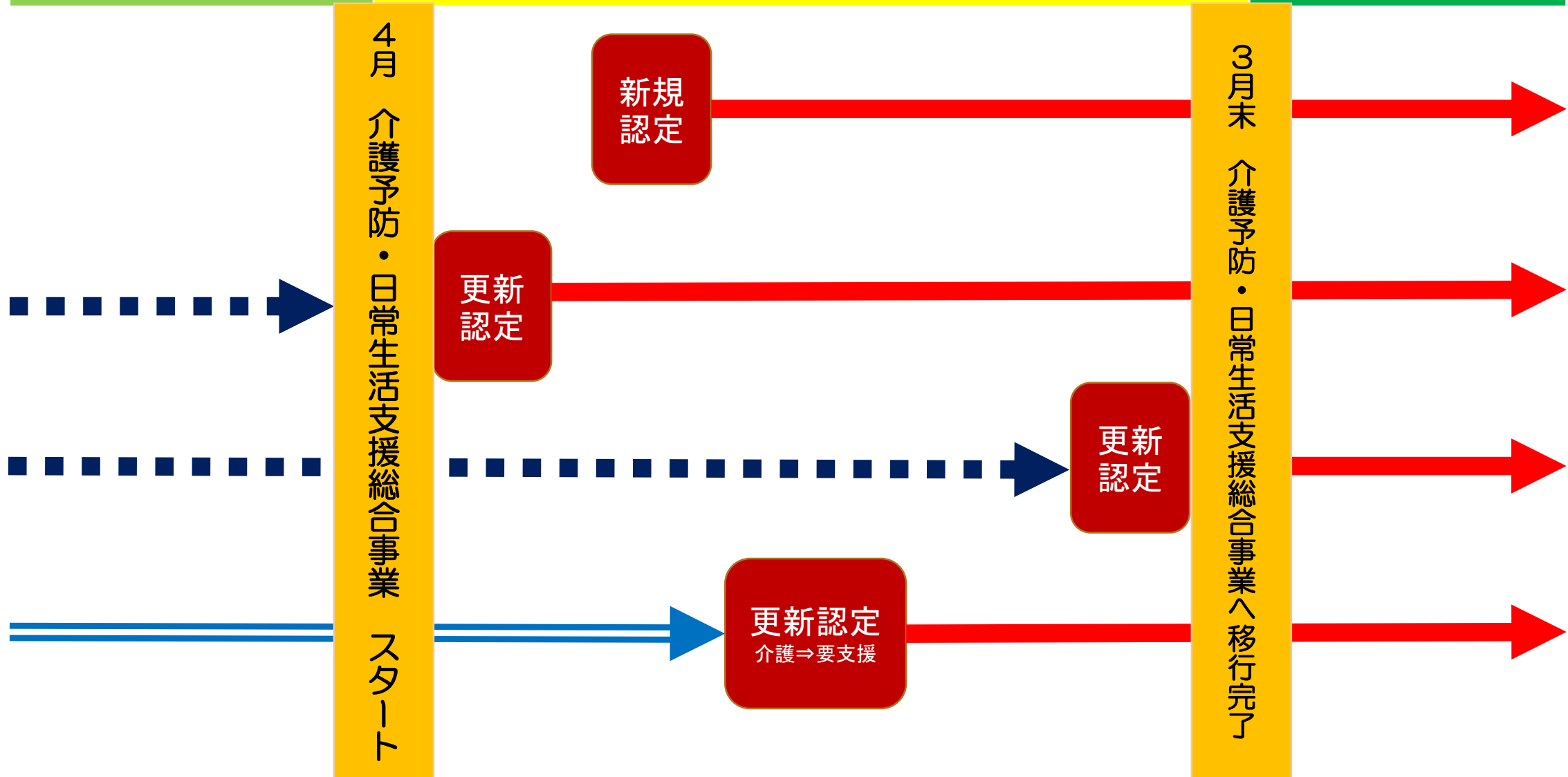
3月末 介護予防・日常生活支援総合事業へ移行完了

新規認定

更新認定

更新認定

更新認定
介護⇒要支援



事業所指定に関する今後のスケジュール

平成28年12月～ ・現行相当サービス(訪問・通所)、通所型サービスAの指定申請受付開始

※平成29年4月1日から通所型サービスAの開始を予定している場合は、平成29年1月31日(火)までに申請を行ってください。

平成29年3月頃 ・事業所指定番号、総合事業サービスコード表をお知らせ(予定)

平成29年4月1日～ ・総合事業開始